

開業・経営承継支援資金

< 経営承継支援 >

◆経営承継をしようとする中小企業者の方を支援するための制度を実施しておりますので、ご利用ください。

区分	経営承継一般型	経営承継支援型
融資対象となる方	経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	①公益財団法人京都産業21京都中小企業事業継続・創生支援センターの支援を受けて経営承継計画を策定した者 ②京都府事業引継ぎ支援センターの支援を受けて経営承継計画を策定した者 ③事業資金について取扱金融機関からの独自融資での借入が決定している者 ④保証協会が取り組む伴走支援を受けて経営承継計画を策定した者
資金使途	事業用資産の取得資金、議決権株式の取得資金等 (認定を受けた事由に係る資金に限る。)	運転資金・設備資金
融資限度額	◆有担保で2億円、無担保で8,000万円 ただし、③の場合は取扱金融機関からの独自融資での借入額まで利用可 ※経済産業大臣の認定を受けた場合、一般保証とは別枠での利用が可能 (ただし、保証協会の経営承継関連特別保証利用可能額の範囲内)	
融資期間等	◆10年以内 <原則として均等月賦返済、必要に応じ2年以内の据置可>	
融資利率	◆年1.2% (固定金利) ただし、③の場合は取扱金融機関が定める固定金利	
担保・保証人	◆保証協会の保証が必要 <原則法人代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要>	
受付機関	◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 (京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合 京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工組合中央金庫)	

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。

〈参考〉経済産業大臣の認定について

○認定要件

中小企業者（会社）	中小企業者（個人）
<p>代表者の死亡又は退任に起因する経営承継に伴い、次のいずれかの事由が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（会社）</p> <p>①事業用資産等（相続により分散したもの等）を取得する必要があること</p> <p>②議決権株式（相続により分散したもの等）を取得する必要があること</p> <p>③代表者の死亡又は退任後3ヶ月間における売上高等が、前年同期の80%以下に減少することが見込まれる（している）こと</p> <p>④仕入先（仕入総額の20%以上を占める先に限る）との取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと</p> <p>⑤取引先金融機関（借入金額の割合が20%以上を占めるものに限る）との取引に係る支障が生じたこと</p> <p>⑥その他諸費用が生じたこと</p>	<p>先代経営者の死亡又は事業譲渡に起因する経営承継に伴い、次のいずれかの事由が生じていることについて、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者（個人）</p> <p>①事業用資産等（相続により分散したもの等）を取得する必要があること</p> <p>②事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること</p> <p>③先代経営者の死亡又は事業譲渡後3ヶ月間における売上高等が、前年同期の80%以下に減少することが見込まれる（している）こと</p> <p>④仕入先（同左）との取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと</p> <p>⑤取引先金融機関（同左）との取引に係る支障が生じたこと</p> <p>⑥次に掲げるいずれかを内容とする判決の確定、和解、審判の確定、調停の成立があったこと</p> <p>ア) 事業用資産等をもってする分割に代えて他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割</p> <p>イ) 事業用資産等に対して遺留分の減殺を受けた場合における当該事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償</p> <p>⑦その他諸費用が生じたこと</p>

○経済産業大臣の認定申請について

◆ 申請書提出先：近畿経済産業局産業部中小企業課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

TEL: 06-6966-6023

- ・ 持参又は郵送等にて提出してください。
- ・ 申請書様式は下記URLから電子媒体で入手することができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>

◆ お近くの各商工会・商工会議所でも支援しています。ぜひ御相談ください。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（H20.10.1施行）関連		
項目	経産大臣認定等の要件(概略・抜粋) 株式会社	支援措置等(概略)
金融支援 (経産大臣認定)	○経営承継した後継者において、事業用資産等を取得する必要があることなど	①中小企業信用保険法の特例(別枠化) ②日本政策金融公庫等による代表者個人融資
民法特例 (自社株贈与に係る 遺留分の特例) (経産大臣確認 家裁許可)	○経営承継した後継者(推定相続人)に対し、先代経営者が自社株式等を生前贈与し、当該後継者が自社株式等の過半数を保有すること ○そのことについて、推定相続人全員で合意すること ※後継者が単独で、経産大臣の確認と家庭裁判所の許可をとる (通常の遺留分放棄(当事者全員が個別に申立)を行う)	①生前贈与株式を遺留分の対象から除外 →相続に伴う株式分散を防止 ②生前贈与株式の評価額を予め固定 →株式価値上昇分を遺留分減殺請求対象外とし経営意欲向上
事業承継税制 (自社株相続・贈与) (経産大臣認定)	○先代経営者と同族関係者で過半数の株式を保有し、先代経営者が同族内で筆頭株主であること ○後継者は、5年以上事業継続 (株式継続保有、雇用8割維持等)	①自社株式の相続・遺贈に係る相続税の80%納税猶予 ②後継者が贈与により取得した株式等に係る贈与税の納税猶予